省令

○外務省令第八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（申請の書類） **第一条**　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］ 一～七　［略］ 八　国外において、有効期間が満了した旅券を返納の上、法第三条の申請をする場合において、当該旅券の有効期間満了前に法第十一条の規定に基づいた法第三条の申請ができないことについて真にやむを得ない理由があると認められるとき。 ６　［略］	（申請の書類） **第一条**　［同上］ ２～４　［同上］ ５　［同上］ 一～七　［同上］ ［新設］ ６　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。